

日 時：平成 22 年 6 月 23 日  
場 所：経団連会館  
2 階 国際会議場  
(ゴールドルーム)

全国信用金庫大会における全信協会長の挨拶要旨

本日ここに、「全国信用金庫大会」を開催いたしましたところ、全国より多数の関係者の皆様のご出席をいただき、かくも盛大に開催することが出来たことは、私ども業界にとりまして、誠に意義深く、喜びにたえない次第でございます。

特に本日は、公務ご多忙の中を多数のご来賓の皆様のご臨席を賜わりまして、誠に有難うございます。

また、日頃は協同組織の地域金融機関であります私ども信用金庫に対しまして、深いご理解とご支援・ご協力を賜り、全国の信用金庫を代表いたしまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

本日は、私ども信用金庫業界の当面の課題について、率直に所見を述べさせていただくとともに、ご来賓の皆様方からご挨拶を賜わりまして、私ども信用金庫の今後の経営の指針とさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それではまず、現在、業界が取り組んでおります経営上の課題につきまして、若干申し述べさせていただきたいと存じます。

第一は、喫緊の課題である「苦境に立つ中小企業への支援」についてであります。

わが国の経済は、依然として雇用情勢に厳しさが残るものの、海外経済の回復や、政府による緊急経済対策の政策効果などにより企業収益に改善がみられ、政府の月例経済報告では、「景気は着実に持ち直しつつある」との判断が示されております。

しかしながら、私どもの主要な取引先である中小企業は、かねてから地域に

おける人口減少や、地域間・規模間の格差拡大など、構造的要因に悩まされており、これに一昨年来の世界同時不況が加わりまして、受注や売り上げが減少し、その後の回復も極めて緩慢な厳しい状況にあります。

政府におかれましては、このような状況を打開するために、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を推進するとともに、日本経済を再び成長軌道に乗せるために「新・成長戦略」の基本方針を策定し、現在、その具体化に取り組まれております。

また金融面では、その一環として、先の緊急保証制度を引き継ぐかたちで「景気対応緊急保証制度」の創設、「中小企業金融円滑化法」の制定など、次々に施策を講じられておられます。

“地域と共に歩む” 私ども信用金庫といたしましては、この緊急保証制度の活用や中小企業金融円滑化法の趣旨に則り、貸出条件の変更等に積極的に取り組んでいるところであり、今後とも地域の中小企業を守り、地域経済を支える役割をしっかりと果たしていかなければならないと考えております。

第二は、「地域活性化の積極的な推進」についてであります。

私ども信用金庫業界では、昨今の厳しい経済情勢を踏まえ、昨年4月を起点とする新しい3か年計画、「しんきん『つなぐ力発揮』2009」をスタートさせ、その下で「地域活性化しんきん運動」を展開し、中小企業の再生・育成支援や、地域活性化に積極的に取り組んでおります。

例えば、全国各地で、「ビジネスフェア」、「ビジネスマッチング」を開催し、多くの参加企業に「出会いの場」を提供しておりますが、回を重ねるごとに取引先企業の販路拡大や、幅広い業務提携、さらには産学官の連携・提携事業に発展する事例が増加するなど、“地域おこし”、“街おこし”を実践してきた成果

が着実に実を結んできております。

また、昨年の秋からは、今後3年間にわたり各地域の起業家を発掘し育成することを目的とした“わがまち起業家！発掘プロジェクト”を立ち上げ、現在、これに積極的に取り組んでいるところであります。

私ども信用金庫は、こうした活動を展開することで、非営利・地域密着の組織としての特性を発揮し、菅政権が実現されようとしている「新しい公共」の担い手として、現代失われた人や地域の絆を作り直すべく、これからもより一層努力をして参りたいと考えております。

第三は、昨年6月に金融審議会がとりまとめた、『中間論点整理報告書』への対応」についてであります。

この報告書では、協同組織金融機関の本来的な役割は、相互扶助という理念の下、中小企業及び個人への金融仲介機能を果たしていくということを提言するとともに、近年、その重要性が一層増してきているということを強調しております。

同時に、業界の自主的な取り組みや検討が必要な事項として、協同組織のガバナンス等に関する課題も提起しており、私どもでは現在、真摯な対応に努めているところであります。

これに加えて、業界の中央機関としての役割や機能の強化、信用金庫のあり方、長期ビジョンの確立等についても、今後、前向きに検討していく所存であります。

次に、この機会に中小企業金融の一層の円滑化の観点から、関係ご当局にご配慮を賜わりたい諸点について申し述べたいと存じます。

第一は、「郵政改革」についてであります。

皆様ご承知のように、4月末に国会に提出され、審議が行われていた「郵政改革関連法案」が、会期との関係で審議未了につき廃案となりました。

同法案に関しては、「ゆうちょ銀行」の規模・業務範囲の拡大は、国民経済の健全な発展を妨げる恐れがあることから、国会において深度ある審議を行うことを求める、民間金融機関8団体の共同声明を表明していたところであります。

信用金庫といたしましては、法律の理念・方針に「地域経済の健全な発展、競争条件の公平性」などを掲げながら、現実には地域金融機関の経営を圧迫し、我々が精魂込めて推進している「地域密着型金融」が崩れてしまうのではないかと強く懸念を抱いているところであります。

したがって、今後再び郵政民営化の見直しを行う場合には、規模・業務範囲の拡大に一定の歯止めをかけ、新規業務等の取扱いにあたっては、中立・公正な「第三者委員会」による事前審査を行うなど、適切な措置が講じられるよう強くお願いいたしたいと存じます。

第二は、「協同組織金融機関の特性を重視した規制・監督」についてであります。

先程申し述べました金融審議会の「中間論点整理報告書」では、「中央機関のあり方」に関する記述の中で、中央機関が単位組織である信用金庫の能力を補完しサポートする役割の強化の必要性にふれ、持続可能で安定的な資本増強制度の相互支援制度について早期に検討を行うことを求めています。

私どもではこれを受けて、現在の信金中金を核とする「経営力強化制度」の見直しとともに、新たな資本増強策の検討にも取り組んでおります。

しかしながら、信用金庫等の協同組織金融機関の自己資本には、調達面で多くの制約があり、株式会社の銀行と同様の自己資本規制にはなじまない面がございます。

一例をあげれば、同報告書で強調された相互扶助の理念を実践して、自己資本に関する「相互支援制度」の強化を図ろうとしても、ダブル・ギアリング規制がネックとなるといったことも生じて参ります。

バーゼル委員会等では、国際的に活動する銀行に対し自己資本規制を強化することを検討されており、ご当局におかれましては、相互扶助・非営利という「協同組織金融機関」の特性を重視した規制・監督につきまして、特段のご配慮をお願いいたしたいと存じます。

最後に、「検査・監督に伴う事務負担の軽減」についてであります。

私どもは、“不況の時こそ信用金庫の出番”であると考え、取引先中小企業の経営相談・再生支援に取り組むとともに、実情に応じた貸出条件の変更等にも積極的に応じております。

これに関連いたしまして、一点お礼を申し上げたいと存じます。

金融庁におかれましては、3月初めの「年度末金融円滑化会合」での私どもの要望をお汲み取りいただきまして、去る4月から金融円滑化検査に係る帳票等の大幅な簡素化を図っていただきました。すでに検査を終えた信用金庫からも、対応が分かりやすく合理的になった旨の報告を受けており、極めて迅速にこのような措置を講じていただいたことに、この場をお借りして厚くお礼を申し上げたいと存じます。

なお、金融庁におかれましては、更に今後も検査・監督に伴う事務負担の一層の軽減・合理化等を進められる方針であると伺っておりますが、私どもが中小企業金融の円滑化に全力を傾注するためにも、是非とも早期にご検討いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

以上いろいろ申し述べましたが、私どもは全国272の信用金庫およびそこに働く12万人の役職員が、心をひとつにして、地域社会の活性化と中小企業の発展のために、“地元と共に”を合言葉に、『豊かで潤いのある、地域社

会づくり』に邁進し、現代社会に失われつつある、“人や地域の絆”を取り戻して参りたいと考えております。

また、全国の信用金庫と全信協・信金中金をはじめとする業界関係各機関が一体となって、協同組織の理念の実践に努め、『明日の信用金庫』を築いて参りたいと考えております。

本日ご臨席の関係各位におかれましては、私ども信用金庫のこの真摯な取り組みに対し、どうぞ深いご理解をいただきますとともに、より一層のご支援・ご協力を賜われますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(了)